

一般社団法人日本体力医学会
大塚スポーツ医・科学賞選考規程

制定 2015 年 2 月 20 日

改訂 2021 年 4 月 1 日

改訂 2025 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 スポーツ医・科学の研究分野における主として若手研究者の育成及び振興を目的とする

(名称)

第 2 条 大塚スポーツ医・科学賞に「奨励賞」及び「学生奨励賞」を設ける

(選考)

第 3 条 大塚スポーツ医・科学賞を選考するために大塚スポーツ医・科学賞選考委員会（以下 選考委員会）を設ける

(選考委員長)

第 4 条 選考委員会には、選考委員長を設ける

2. 選考委員長は、日本体力医学会学会賞選考委員長に委嘱される

(選考委員)

第 5 条 選考委員長は、選考委員を日本体力医学会評議員及び理事の中から選出する

2. 選考委員は 5 名程度とする

(選考基準)

第 6 条 毎年開催される日本体力医学会大会に応募し、選考されることに同意した一般演題（原則として口頭発表）の中から奨励賞一題、学生奨励賞二題が選考委員会において選考される

2. 奨励賞及び学生奨励賞には賞状及び盾が与えられる

3. 選考・受賞の対象となる者は、

①選考されること、また受賞した際は授賞式に参加し、受賞を公表することに同意した一般演題（原則として口頭発表）の筆頭発表者

②日本体力医学会会員であり、当該年度の年会費を納めている者

③当該年の 4 月 1 日現在で 39 歳以下の者

④過去に大塚スポーツ医・科学賞の受賞歴がない者

をすべて満たすこととする

学生奨励賞の対象となる者は

⑤学生であることの証明書を提出できる者

も満たすこととする

4. 共同研究者は非会員も認めるが、大会及び授賞式に参加する場合は、例外なく大会参加費を納めていなければならない

(受賞の公表)

第7条 奨励賞及び学生奨励賞の受賞者は、該当日本体力医学会大会において大塚製薬株式会社が共催するラン
チオンセミナーで口頭発表することを原則とし、急病や災害など不可抗力な事由に限り、当該大会の参加・発
表がかなわない場合は、代理人によって口頭発表をおこなうことを認める

2. 奨励賞及び学生奨励賞の研究内容は、日本体力医学会和文誌「体力科学」に掲載される

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、日本体力医学会理事会と大塚製薬株式会社との協議を経て行う

付則

1. 賞状及び盾は大塚スポーツ医・科学賞より当該日本体力医学会大会大会長を介して授与される

2. 本規程は2025（令和7）年4月1日より施行する